別記

第１号様式（第２条関係）

誓約書

団体　　　　　　　　　（以下団体という。）は、大田区24時間自動体外式除細動器(ＡＥＤ)設置補助金の交付を申請するにあたり、下記の事項について同意することを誓約します。

記

（設置期間）

１　　団体は、ＡＥＤ等を自己資金によって購入し、24時間365日だれでも使える状態で、大田区内の自らの施設に、５年間継続して設置します。

（適正配置）

２　　団体は、設置予定場所の半径100メートル以内の場所に、24時間使える状態で設置されたＡＥＤがないことを確認しました。

（ＡＥＤ収納ボックスの使用）

３　　団体が、ＡＥＤを屋外に設置する場合は、温度管理ができ、風雨を防ぐ屋外型ＡＥＤ収納ボックス等を使用するなどし、薬事法に規定する高度管理医療機器及び特定保守管理医療機器であるＡＥＤが適正に作動する環境で保管します。

団体が、ＡＥＤ収納ボックスを設置する際は、ボルト等で床面や壁面等に固定をするなどの転倒防止策を行い、安全面へ十分な配慮を行います。

また、ＡＥＤ収納ボックスを撤去後のボルト跡等の修復等に必要な費用については団体が負担します。

　　ＡＥＤ収納ボックス設置に必要な電源等は、団体が確保し、毎月の電気代等は団体が負担します。

　　団体が、賃借している建物(施設)に、ボルト等を使用してＡＥＤ収納ボックスを設置する場合は、事前に建物（施設）所有者の承諾を得ることとします。

（点検管理等）

４　　団体は、毎日、ＡＥＤ等の点検を行い、必要に応じて修理、消耗品の購入・補充等を行い、ＡＥＤ等が常に適正に作動する状態を保ちます。

団体は、ＡＥＤ等の使用等に関して近隣住民などとトラブルが発生した場合、自らが問題解決にあたることとし、区の責任は問いません。

（ＡＥＤの設置が不可能になった場合）

５　　万が一、盗難又は故障等により、補助金の交付を受けて設置したＡＥＤを継続して設置することが不可能になった場合、団体は、これについて区に対し責任を一切問わないこと及び当該ＡＥＤを設置してから５年を経過するまでは、当該ＡＥＤを設置した場所から半径100メートル以内にＡＥＤを再度設置する費用について、補助金の交付の申請ができないことについて、了承します。

また、ＡＥＤの設置が不可能になった場合は、速やかに区へ報告します。

（設置情報の公開）

６　　団体は、ＡＥＤ等を設置後、近隣住民などにＡＥＤが設置されていることが分かりやすいように、パネル・ステッカー等でＡＥＤ設置案内表示をします。

その際、団体は、「このＡＥＤは、『大田区24時間ＡＥＤ設置補助金』を活用して、○○○○○（団体の名称）が設置しています」という内容の表示をＡＥＤの近くに行うこととします。

団体は、区のホームページと、一般財団法人日本救急医療財団の「全国ＡＥＤマップ」に設置場所を登録し、24時間だれでも使えるＡＥＤを設置したことを公開します。

（消費税及び地方消費税の確定申告義務）

７　　団体の、消費税及び地方消費税の確定申告義務は以下のとおりです。

* 団体は、消費税及び地方消費税の確定申告義務があります。
* 団体は、消費税及び地方消費税の確定申告義務はありません。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【署名】

　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　団体名

　　　　　　　　　　　　　　　代表者　　　　　　　　　　　印